支店ニ於テハ設備ノ完了ト共ニ大連ニテモ完備スヘシト
其後全般ニ於テ之ヲ認メ実施ヲ打切リ
三十日午前十時再開ヲ約シテ引揚ケタリ
当日ノ就職ニハ全ク就業セス怠業ヲ継続シ組
鐵道部ニ加盟セサリシ満鉄鉄道部従業員
工続スル者ガ従業ヲ開始セシトスルヤ満鉄工組員ニ
展ラル急業団結シテ五十名ガ加盟ヲ勧誘シ為ニ
同一行動ヲ執ルニ至レリ
当社ハ職工組合ニ二十四日要求ニ協定セス業ヲ持続
スルニ於テハ旧給ヲ支給セサル旨ヲ従業ノ為スヘ
シトテ印刷物ヲ各職工自宅ニ郵送シ且ハ掲示
従業者ヲ工場内ニテ一段ニ配付シ軟化ニ努メツヽアリ

一、営繕所ニテハ解雇スルモノアル場合ハ学
民ヨリ日当ニ對シ其自由ヲ支給ス
一、本年中ハ停止ノ部分ニテ解雇スルコトナシ、
猶去リタル宿舎ノ斡旋ヲ為シ従業セシムル故
安心シテ業務ニ従事セラレタシ
一、従来ノ慣例ニ依リ職工ニ賞与及退職手当
出来得ル限リ之ヲ給与スル場合ノ見込職工ニ対シテハ
工員以上ノ勤続者ニハ最低旧給三十日分ヲ
支給シ以上勤続年数ニ依ル増加支給率
等ハ追ツテ規則トシテ一般ニ発表ス

昭和十一年二月廿七日
横浜船渠株式会社

法人 協調会